

中札内村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
中札内村公営企業の設置等に関する条例（令和３年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第８条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の２の２第８項</u> の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第８条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の２の８第８項</u> の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附　則
この条例は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。